

社会福祉法人石狩友愛福祉会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石狩友愛福祉会（以下「当法人」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とし、概ね週4日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、役員退職慰労金その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、役員退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬

(役員報酬等の総額)

第4条 理事及び監事の報酬総額は、50,000,000円を超えない範囲で支給することができる。

ただし、役員退職慰労金は除く。

(常勤理事の報酬等の額の算定)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額

- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 役員退職慰労金 社会福祉法人石狩友愛福祉役員退職慰労金規程により算出される額
- 2 新たに就任した常勤の理事の報酬は、各職名に応じ、別表第1の1級に定める額とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、石狩友愛福祉会の役員としての在任していた期間がある場合は、役員として在任していた年数を加算して算定することができるものとする。
 - 4 加算の方法は、おおむね1年の在任期間につき1級を加算することとし、これが別表第1の報酬で上限の10級を超える場合は、10級とする。

(非常勤役員の報酬等の額の算定)

第6条 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次の通りとする。

- (1) 報酬 別表第3に定める額

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、石狩友愛福祉会本部給与規程第14条に定める通勤手当の支給要件に該当する常勤の理事に支給する。

(賞与)

第8条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「賞与基準日」という。）に在職する常勤の理事に対して、原則として6月と12月に支給する。ただし、当法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を変更し、または支給しないことがある。

- 2 賞与の額は、それぞれの賞与基準日現在において当該理事が受けるべき報酬額を基礎として、別表2により算定された額に、賞与基準日以前6か月以内の期間におけるその者の常勤の理事としての在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 3 前項の在職期間には、社会福祉法人石狩友愛福祉会職員として在職した期間を算入する。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が金融機関休業日に当たる場合は、その前日とする。）

(2) 賞与 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 理事会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第10条 役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第11条 新たに常勤の理事に就任した者には、その月から報酬等を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第12条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第13条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第14条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

附則 この規程は、令和3年10月15日から施行する。

ただし、第5条第1項第1号に規定する「別表第1」、第5条第2項及び、第5条第4項については、令和4年1月1日より適用する。

別表第1（常勤理事の報酬）

（単位：円）

職名 級	理事長	常務理事	理事
1級	850,000	710,000	620,000
2級	900,000	740,000	640,000
3級	950,000	770,000	660,000
4級	1,000,000	800,000	680,000
5級	1,050,000	830,000	700,000
6級	1,100,000	860,000	720,000
7級	1,150,000	890,000	740,000
8級	1,200,000	920,000	760,000
9級	1,250,000	950,000	780,000
10級	1,300,000	980,000	800,000

別表第2（常勤理事の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1.4か月分
12月の賞与	報酬月額×1.6か月分

別表第3（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

（2）監事

	日額
監事監査への出席	5,000円
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円